

長久手市同時

2025 年 5 月 19 日（月）
愛知県尾張県民事務所環境保全課
環境保全第二グループ
担当 渡辺、鈴木
電話 052-961-7255（ダイヤルイン）
愛知県環境局環境政策部水大気環境課
水・土壌規制グループ
担当 内田、荒木
内線 3050、3045
電話 052-954-6225（ダイヤルイン）

長久手市における土壌・地下水汚染について

日東工業株式会社（長久手市）が、長久手市内の同社名古屋工場において、土壌汚染状況調査を実施したところ、土壌・地下水汚染が判明した旨、本日、愛知県に報告がありました。

県は、同社に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するよう指導してまいります。

1 報告内容

（１）報告者

日東工業株式会社

（２）報告年月日

2025 年 5 月 19 日（月）

（３）汚染が判明した土地の所在地

愛知県長久手市蟹原^{かにばら}2201 番、2202 番、2207 番、2208 番、2209 番、2210 番、2211 番、2212 番、2224 番及び 2225 番の各一部

（４）報告の根拠

土壌汚染対策法（平成 14 年法律第 53 号。以下「法」という。）

（５）調査結果

ア 土壌溶出量

次表のとおり、法に規定する土壌溶出量基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	土壌溶出量 基準	基準超過 土壌検出深度	超過区画数 ／調査区画数 ^{注 2}
クロロエチレン	0.013mg/L (6.5 倍) ^{注 1}	0.002mg/L 以下	2.0m	1 / 738
1,2-ジクロロ エチレン	1.8mg/L (45 倍) ^{注 1}	0.04mg/L 以下	1.0～3.0m	4 / 738
トリクロロ エチレン	10mg/L (1,000 倍) ^{注 1}	0.01mg/L 以下	0～10m	5 / 738
ふっ素及び その化合物	18mg/L (23 倍) ^{注 1}	0.8mg/L 以下	0～2.0m	23 / 738

注 1：（ ）内は土壌溶出量基準に対する倍率を示す。

注 2：調査対象地を 10 メートル格子で分割した区画数

イ 土壌含有量

全ての調査地点で法に規定する土壌含有量基準に適合しました。

ウ 地下水

次表のとおり、法に規定する地下水基準を超過しました。

特定有害物質名	測定結果 最大値	地下水 基準	超過井戸数 ／調査井戸数
1,2-ジクロロ エチレン	0.081mg/L (2.0 倍) ^{注3}	0.04mg/L 以下	3 / 6
トリクロロ エチレン	0.69mg/L (69 倍) ^{注3}	0.01mg/L 以下	3 / 6

注3：()内は地下水基準に対する倍率を示す。

(6) 当該地の現在の状況

土壤汚染が判明した場所は、アスファルト舗装若しくはコンクリート舗装又は不透水シートで覆われており、汚染土壌の飛散や雨水等による汚染の拡散のおそれはありません。

2 今後の対応

事業者は、汚染土壌を掘削除去及び原位置浄化する予定です。

県は、事業者に対し、土壌・地下水汚染対策を適切に実施するように指導するとともに、関係行政機関と連携して、汚染が判明した土地の周辺調査及び井戸所有者に対する情報提供等を実施します。

また、周辺の飲用井戸の有無等を踏まえ、土壌溶出量基準を超過した区画を法に基づき要措置区域又は形質変更時要届出区域に指定します。

3 事業者の連絡先

日東工業株式会社 施設環境室

住所：愛知県長久手市蟹原 2201 番

電話：0561-64-0117

4 調査対象地の概要

(1) 面積

66,626.05 m²

(2) 調査対象地の利用状況

調査対象地は、1967年から2024年まで、電気機械器具製造を行う工場の敷地の一部として利用されてきました。

トリクロロエチレン（分解する過程で1,2-ジクロロエチレン及びクロロエチレンを生成。）並びにふっ素及びその化合物の取扱履歴がありますが、漏洩（ろうえい）事故等の記録はありません。



※背景地図は国土地理院の地理院地図を使用

参考

○ 基準を超過した特定有害物質について

・クロロエチレン

労働者を対象とした疫学調査や症例報告の多くで、クロロエチレンが肝臓の血管肉腫の発生を増加させたと報告されています。

発がん性については、国際がん研究機関（IARC）はクロロエチレンをグループ1（人に対して発がん性がある）に分類しています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

・1,2-ジクロロエチレン

高濃度の1,2-ジクロロエチレンは他の塩素化エチレン類と同様に麻酔作用を有します。目、鼻、皮膚、粘膜に強い刺激作用があり、蒸気を吸入すると一過性麻酔状態に陥ります。また、慢性的な毒性として、中枢神経障害、肝機能障害を起こします。

（参考：改訂4版 水道水質基準ガイドブック 日本環境管理学会編）

・トリクロロエチレン

高濃度のトリクロロエチレンを長期間取り込み続けると、肝臓や腎臓への障害が認められ、比較的低濃度では、頭痛、めまい、眠気などの神経系への影響が認められています。

発がん性について、国際がん研究機関（IARC）では、トリクロロエチレンをグループ1（人に対して発がん性がある）*に分類しています。

* IARC公表データを基に愛知県で修正しました。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）

・ふっ素及びその化合物

ふっ素を継続的に飲み水によって体内に取り込むと、0.9～1.2mg/Lの濃度で12～46%の人に軽度の斑状歯^{はんじょうし}が発生することが報告されており、最近のいくつかの研究では、1.4mg/L以上で、骨へのふっ素沈着の発生率や骨折リスクが増加するとされています。なお、厚生労働省では、過剰摂取による健康被害の防止の観点から、栄養補助食品として用いるふっ素の上限摂取量を1日4mg以下としています。

（参考：環境省水・大気環境局「土壌汚染に関するリスクコミュニケーションガイドライン」）